

令和3年10月定例会

宮古地区広域行政組合議会会議録

令和3年	10月28日	開会
令和3年	10月28日	閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第18号

令和3年10月宮古地区広域行政組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年9月24日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

1 期 日 令和3年10月28日（木）午後3時

2 場 所 宮古市役所議事堂議場

令和 3 年 1 0 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 定 例 会

令和 3 年 1 0 月 2 8 日（木曜日）

午後 3 時開議

議 事 日 程

諸 報 告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 認定第 1 号 令和 2 年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 4 議案第 1 号 令和 3 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 発議案第 1 号 宮古地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 6 議員派遣について

出席議員（１３名）

１番	三田地	久志君	２番	木村	誠君
３番	畠山	和英君	４番	阿部	吉衛君
５番	伊藤	清君	６番	高橋	秀正君
７番	千葉	泰彦君	８番	畠山	拓雄君
９番	落合	久三君	１０番	豊間根	信君
１１番	黒沢	一成君	１２番	中村	勝明君
１３番	藤原	光昭君			

欠席議員（０名）

説明のための出席者

管理者宮古市長	山本	正徳君
副管理者宮古市副市長	桐田	教男君
会計管理者	若江	清隆君
事務局局長	松下	寛君
総務課長	松橋	かおる君
施設課長	田中	晋君
施設課主幹	坂本	好治君
消防長	小林	達広君
消防次長兼総務課長	中村	光宏君
消防次長兼消防課長	畠山	毅君
指令課長	石田	康典君
宮古消防署長	三浦	正成君
山田消防署長	福士	勝君
岩泉消防署長	和山	勝富君

議会事務局出席者

書	記	関口	憲史
書	記	八重樫	健太朗

◎開 会

○議長（藤原光昭君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しましたので、これより令和3年10月宮古地区広域行政組合議会定例会を開会いたします。

ここで、管理者から発言の申し出がありましたので、これを許します。

管理者、山本宮古市長。

○管理者宮古市長（山本正徳君） 議長のお許しをいただきましたので、宮古地区広域行政組合議会10月定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る7月3日より、4期目の宮古市政の重責を担わせていただいております。これに伴い、7月5日開催の宮古地区広域行政組合参与会におきまして構成町村長のご推挙を賜り、引き続き本組合の管理者を務めさせていただくこととなりました。どうぞよろしくお願いをいたします。

本組合は、一般廃棄物処理及び消防業務の共同処理により、圏域住民へのサービス向上を図ることを目的といたしております。一般廃棄物処理業務では、構成市町村と連携しながら、ごみの減量化、資源化を図る施策を継続して推進してまいります。消防業務におきましては、救急業務の高度化、火災予防行政の推進、消防設備の整備など、消防活動体制の強化を総合的に推進してまいります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努め、生活の安定に不可欠な一般廃棄物処理業務並びに消防業務に全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

議員各位のご指導、ご鞭撻を賜ることを心からお願い申し上げ、管理者就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎諸報告

○議長（藤原光昭君） 諸報告を行います。

宮古地区広域行政組合監査委員から、地方自治法第199条第9項及び同法第235条の2第3項の規定により、令和2年度一般会計の2月から5月まで及び令和3年度4月から8月分までの例月現金出納検査について報告があり、既にその写しを配付しておりますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤原光昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、1番、三田地久志君、2番、木村誠君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（藤原光昭君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本会議の会期について議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎認定第1号 令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（藤原光昭君） 日程第3、認定第1号 令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

若江会計管理者。

○会計管理者（若江清隆君） それでは、認定第1号 令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するため、その概要をご説明申し上げ、提案理由に代えさせていただきます。

当組合では、令和2年度におきましても事業の推進における予算の執行に当たっては、経費の削減に努め、効率的な財政運営に取り組んできたところであります。

令和2年度の主な事業といたしましては、衛生費では各施設の運転管理業務委託のほか、最終処分場のダンプトラックの購入など、各種設備の整備、修繕を行いました。

消防費では、NET119緊急通報システムを導入し、聴覚や言語機能の障がいにより音声による通報が困難な方が、スマートフォン等を利用し、簡単な画面操作で円滑に通報を行うことができるよう整備しました。また、全ての救急自動車へオゾン除菌装置を整備するなど、消防力の強化・充実とともに、新型コロナウイルス感染症対策を図ってきたところでございます。

それでは、認定第1号 令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算についてご説明いたしますので、決算書の2ページ、3ページをお開きいただき、下段の歳入合計欄をご覧ください。

歳入は、予算現額31億535万7,000円に対し、調定額は31億1,741万1,516円、収入済額は31億1,740万9,366円で、調定額に対する収入割合は99.9%、対前年度比で0.1ポイント低くなっております。

次に、歳出についてご説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きいただき、下段の歳出合計欄をご覧ください。

歳出は、予算現額31億535万7,000円に対し、支出済額は30億3,034万5,812円で、予算現額に対する執行率は97.6%、対前年度比で0.4ポイント低くなっております。また、不用額は7,501万1,188円となっております。収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は8,706万3,554円で、実質収支額は同額の黒字となっております。

次に、歳入の主なものについて、一般会計歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたしますので、7ページ、8ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金は、構成市町村からの負担金で、収入済額は28億9,796万7,000円で、歳入全体に占める割合は93.0%になります。

2 款使用料及び手数料は、収入済額5,203万3,475円で、歳入全体に占める割合は1.7%になります。

9 ページ、10ページをお開き願います。

6 款繰越金は、収入済額7,348万851円で、歳入全体に占める割合は2.4%になります。

7 款諸収入は、資源物売却代金などの雑入等で、収入済額は4,210万3,733円で、歳入全体に占める割合は1.3%になります。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたしますので、決算書の13ページ、14ページをお開き願います。

2 款総務費は、支出済額7,935万9,619円で、歳出全体に占める割合は2.6%になります。主なものは、職員人件費等の総務管理費で7,906万9,777円となっております。

17ページ、18ページをお開き願います。

3 款衛生費は、支出済額9億8,304万7,015円で、歳出全体に占める割合は32.5%になります。主なものは、清掃費のごみ収集運搬委託料1億5,957万6,890円、ごみ焼却施設や最終処分場などの各施設の運転管理委託料2億6,477万円。

21ページ、22ページに移っていただきまして、埋立処分地施設費の重機等の備品購入費1,352万5,682円となっております。

次に、27ページ、28ページをお開き願います。

4 款消防費は、支出済額19億4,046万2,836円で、歳出全体に占める割合は64.0%になります。主なものは常備消防費の職員人件費15億3,272万5,259円。

33ページ、34ページに移っていただきまして、消防施設費の救助工作車等の備品購入費1億6,591万8,500円となっております。

以上が令和2年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の概要になります。

なお、決算書に附属書類といたしまして、6 ページ以降にはただいまご説明いたしました歳入歳出決算書事項別明細書、35ページには実質収支に関する調書、36ページ以降には財産に関する調書を掲載しております。また、別冊といたしまして、決算に係る主要な施策の成果に関する実績報告書並びに監査委員の審査意見書を配付しておりますので、ご参照願います。

令和3年10月28日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤原光昭君） これより認定第1号に対する質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は決算書、もしくは実績報告書のページ数を言ってから質疑に入るようお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

落合議員。

○ 9 番（落合久三君） 私は、事前に届いている業務概要のことで決算に関わる点を質問いたします。

業務概要の43ページのところに、ごみ収集及び処理経費（可燃ごみ＋不燃ごみ＋資源物＋その他ごみ）とタイトルがあって、表の2番目に経費が書いてあります。このページの中で幾つか項目がある中の焼却経費、平成28年度から令和2年度まであるのですが、1 t 当たりどのぐらいの……かかった経費が書いてあります。我々も知っているとおり、この2番目の焼却経費、ここを質問いたします。

基幹的改良事業を平成28、29年の2か年かかって、それ相応の何十億という経費をかけて焼却施設を更新したのですが、この処理の費用が令和元年約3億3,800万、令和2年が約3億8,700万となっています。素朴な疑問、そういう経費を節減する、それからCO₂の排出を抑える、そこから電力の使用量も削減する等の目的で基幹的改良をやったのですが、経費が増大しているのは、その趣旨から見て逆行しているような数値に見えるのですが、この原因は何でしょうか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） まず、ご指摘の経費の増。これにつきましては、ごみ焼却施設についてはご案内のとおり、基幹改良の工事を平成27、28年度2か年で行っております。その効果としては、施設の維持補修に係る経費、これについては、工事に伴って、それまで腐食性ガス等が発生する施設でございますので、そういった経費は年々増額していく施設でございます。基幹改良以降はその経費が一旦下がるのと、あとは維持補修を行う機器が通常行う機器よりも少なく済むということで、平成29年度以降は経費が下がっている状況です。

今、ご指摘の令和元年度、2年度に上がってきているのは、そういった維持補修を行う対象機器が通常に戻ってきて、上がってきているということになります。ただ、基幹改良の効果としては、電力量を基幹改良後の4年間の平均で27%ぐらい減量しております。その効果として、単年度当たり約2,100万円の電力料の削減しています。ただ、この経費が上がってきているのは、そういった機器等の維持補修、それが通常に戻ってきている影響ということになります。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○ 9 番（落合久三君） 分かりました。

次の質問。

同じく業務概要34ページ、1人1日当たりのごみ排出量というので、どこの項目でもいいのですが、分かりやすいので、関係住民1日1人どのぐらいごみを出しているか、内訳は生活系①のごみ、生活系②のごみ、これは集団回収という意味ですが、あとは事業系のごみ。ここで宮古市、田老、新里、川井を含めて、県との比較をしたいので令和元年度で言いますが、宮古市民は1日1人当たり1,085 g だと。こうやってずっと見て、下にいきますと、広域全体では1,047 g であると。令和元年度の岩手県の1人当たりの排出量は927 g なんです。この県平均より大きく下回っているのが、大きくではないのですが、下回っているのが田野畑村、それから山田町、多いのが宮古市と岩泉町です。

ということなのですが、この1人当たりの排出ごみの量、要するに、管理者も繰り返し

し強調していますが、ごみ問題の核心というのは、さっき市長が冒頭のご挨拶の中で言ったように、ごみの減量とリサイクルになるのです、資源化。これが減量の中身なんです、減量することとリサイクルをしていく。それが今、SDGs 持続可能な社会をつくる17分野の一つになっているのだと。そういう視点でこの数字に注目しているのですが、県民1人当たりになると令和元年度927g、今の宮古市が1,085g、岩泉町が1,103gというのがちょっと突出しているのですが、この原因は何でしょうか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） まず、この1人1日平均排出量、これにつきましては、県平均と各市町村で、それぞれ数字がその地域の特徴によって増減しているものでございます。当広域管内におきましては、震災以降、復興事業等に伴って事業系のほうがずっと伸びてきている状況です。全体としては、それが押し上げる格好で、なかなか下がってこなかったというのが現実でございます。ただ、令和2年度、これを比べた場合に、事業系と生活系、これは集団回収を除いたものですが、それで全体で22gほど減量しております。また、リサイクル率につきましても0.2%ほど向上してきておりまして、これは復興事業関係が落ち着いたということが一つあります。ただ、懸念としては、コロナの影響が今後こういった格好で出るかというのはまだ分からないところですので、その辺も含めて、今後検証していく必要があるだろうと思っています。

ただ、減量化については、市町村と組合で連携して広報なり、組合では、今年から各小学校に出前講座ということで、ごみ減量化に向けた講座のほうを行ったり、あとは一般も要望があればそういった格好で、市町村と連携して取り組む体制を取っておりますので、今後その推移を見守りたいというふうに考えております。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 現状をどう把握しているかという点についての課長の今の答弁は、震災後、特に事業系のごみが伸びて全体の量を押し上げていると、端的に言えば、こういう答弁でした。それで、そこのところちょっと関連するのですが、一般家庭から比較して多いごみを排出する事業所、1日100kg以上というふうに条例では書いてあるのですが、1日100kg以上のごみを出す事業所は、管内で何事業所ぐらいありますか。厳密でなくていいです。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 概算になりますが、多量排出事業者は管内で30社ぐらいだというふうに思っています。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） この1日100kgのごみを出す事業所を多量排出事業所とって、そういう事業所に対しては、条例で各市町村が、ごみを排出する、管理する責任者を設けること、それから、常にごみの減量の計画を各当該市町村に提出することというのが義務づけられているはずですが、そこは、広域行政組合としてというのではなくて、各市町村がそういうことをやらなきゃならないとなっているのですが、広域行政組合とすれば、そういう条例に基づいて、各市町村がごみを多く出す事業所に対しては、さっき言ったような、こういった例があるか、指導というか、援助というか、それはどういう現

状だというふうに理解していますか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 多量排出事業者の実績につきましては、各市町村のほうに情報として組合のほうから提出しております。今、その多量排出事業者に減量化の計画とか、そういったものを、条例に基づいて行っているのは宮古市でございます。その他の市町村につきましては、それぞれ指導という格好でやったり、あるいはこのデータに基づいて何かしらの対応をしているという状況でございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 震災後、事業系ごみが増えているというのは、本当にそうなんです。だから、余計にそういう多くのごみを排出する事業所に対して各市町村が、今、課長の答弁では、そういう条例を持っているというのは宮古市だけだというふうに理解したのですが、そうですか、他の町村はなしかな。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 今のところ、そうです。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） そうであれば、宮古市なりの、約30前後の事業所に対してきちんと、課長が直接の担当者だとはもちろん思いませんが、宮古市で言えば環境生活課が担当だと思うのですが、その事業所に対する設置責任者、それから減量のための計画、こういうのは、広域行政組合の事務局としても掌握しておりますか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 組合としては、そういったデータはそれぞれ市町村のほうに提供しておりますけれども、具体的にどのようにやっていたという内容の詳細については、把握はしておりません。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 山本管理者にこのことに限定して、宮古の場合は宮古市がそういう条例を持って、ごみをいっぱい出す事業所に対しては、こういうふうな掌握をしてやらなきゃいけないよとなっているそうなのですが、ごみ減量の一つのやっぱり大事な分野かなと思うのですが、広域行政組合としても、構成市町村の、特に宮古市についてはきちんと連携を取って、状況をつかんで、どういう援助、指導が事業所に行き渡っているのか、いないのか、本当に減量計画がちゃんと出ているのかどうか、何か問題はあるのかないのかというところを、ぜひ掌握して進めるべきだと思うのですが、その点に関してはどうですか。

○議長（藤原光昭君） 山本管理者。

○管理者宮古市長（山本正徳君） 宮古市としては、落合議員がおっしゃったように、条例をつくって、大量にごみを排出する事業者に対しての取組はしているところではありますが、現実として、それだけではなくて、各個人のごみの排出量が多いところがあるようでございます。宮古市もいろんな取組はしているのですが、なかなか減らない現状にあるわけであります。我々、ごみに対して、このように組合をつくって取り組んでいる関係上、やはり各市町村がしっかり連携をしながら取り組む必要があると認識し

ているところでありますので、それから、宮古地域の首長の連携会議もございますので、それらも通じながら連携は取ってまいりたいと思っております。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） この点に関連して、もう一つだけ。

管理者が以前にうんと強調して、あと広域行政組合の市民向けの文書にも何回も載っているのですが、生ごみが生活系ごみの半分以上を占めているんです。生ごみの中身を見ると80%が水分だと。排出されているごみの半分はいわゆる生活雑排水と言ってもいいのかもしれませんが、そして、その生ごみの正体は8割が水分だと。そこから一絞りしてごみを出そうということを繰り返しやってきているのは、我々も見ているし、私も町内会長をやっていますので、そういうことは機会あるごとに、役員会等でももう一回みんなで協力してやろうと、そうしないと駄目だと、焼却する燃料費も膨れ上がると、それをやっただけでも焼却の経費もぐっと縮小することができるというような意味でやっているのですが、この一絞り運動の点と、それからもう一つ、今、全国的にも問題になっているのがいわゆる食品ロス。例えば、病院、介護施設から出る食べ残したやつ、ホテルから出る食べ残したやつ、賞味期限が切れたとって捨てるとか、こういう食品ロスをどうするか、どういうふうに減量、リサイクル化するかということもすごく重要だと思うのですが、この点についてどういうふうに考えているか、どうしようとしているかというのを、併せて説明をお願いします。

○議長（藤原光昭君） 松下局長。

○事務局長（松下 寛君） ご指摘のとおり、生ごみの一絞りあるいは食品ロスの取組についてということ、これ重要な取組だと思います。管内の衛生主管課長会議というのが定例でございます。今年度、その中で具体的な数字を示しまして、一絞りの効果についてそれぞれ情報を共有したところであります。それから、併せて食品ロスについても、食品ロスがなくなるとすればどういう効果があるかということも、ある程度、私どものほうで具体的な数字を示して、それぞれ市町村ごとに実態を示し、それで具体的な数字を示しました。それを基にして、構成市町村と私ども組合と協力しながら、生ごみの一絞り運動、あとは食品ロスについて、これについて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 今の局長の説明で、連携会議で、そういう食品ロスについても現状を共有し合って取組を強めていると、端的に言えば、そういう答弁だったのですが、その食品ロスの現状について、もし分かる資料があったら、後日我々広域の議員にもぜひ教えてもらいたいと思います。それでいいです。

最後ですが、関連してリサイクルを聞いて終わります。

同じく業務概要の35ページにリサイクル率の推移が載っております。

これを見ますと、35ページは、宮古市トータルでリサイクル率、令和2年度12.5%、それですとそこの下にいて、山田町は13%、岩泉町、ここは群を抜いて31.9%、ほぼ32%、田野畑村29.37%、ほぼ3割、管内全体で言えば、広域の組合全体で言えば15.6%と。これの同じ県の平均が17.6%なんです。ちょっと何コンマは違うかもしれま

せん、17%。この点でも、宮古管内は県平均よりも結構大きい開きがあると。そして、宮古市はリサイクル率を令和7年までに県平均並みに16%に引き上げるということを、市議会の議員には示しています。

そこで聞くのですが、減量を進めることと資源化、リサイクルを進めるというのは、もう切っても切れない、SDGsのもう要中の要の一つだと思います。そういう意味で、この県の17.6%のリサイクル率よりも4、5%低いのですが、この到達は何が主な理由だと思いますか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） なかなか難しいところはあるのですが、一つ県内の市町村の中でリサイクル率が高いところを見たときに、この項目での集団回収、こういったところに力を入れているところは比較的高くなります。この集団回収というのは排出抑制策でもありまして、集団回収で事前に集めれば、処理処分の量も減ってくるものでございます。

ただ、集団回収も、震災以前は分別拡大に伴ってそれなりに増えてきていたのですが、やっぱりコミュニティが崩れたりというようなことで、沿岸地区については伸び悩んでいるのが現状でございます。あとは、資源の分別排出、これも組合の広報を通じていろいろ徹底をお願いしているところで、それも継続しながら進めていく。あわせて、先ほど話をしています食品ロス、あとは一絞り、これを進めることによってリサイクル率を出す分母の部分が減ってきますので、それを複合的に取り組むことによって、リサイクル率は改善されるものというふうに考えております。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） ちょっと私的な話で、7月に脳梗塞を患ったためにろれつがばつとしないところがあるので、そこはご容赦願いたいのですが、管内では岩泉町がすごく高いんです。これを課長はどういうふうに分析しておりますか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 岩泉町の場合は、これでいう集団回収がほかの市町村に比べて高い数字です。これは拠点回収という、拠点を決めてそこに持ち込むような取組をしている。これはずっと岩泉町さんが昔から、県内ではトップクラスの位置にいる町なのですけれども、そういった取組をしているようです。ここがほかの市町村とちょっと違うところかなと考えています。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 後で同僚の議員からも聞きたいと思いますが、今、課長が言った昔からずっと継続しているという拠点回収には、大型店は当然入っていないですね。例えば、宮古で言えば生協だとか、ジョイスだとか、そういうのでなくて、あくまでも地域の皆さんの……それも分かるように、知っているのであれば、ちょっとだけ説明してください。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 拠点回収というのは公のほうが主体で集めるもので、DORAとか、ジョイスでやっているのは業務の一環としてやっているものになります。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 岩泉町もそういうことだということですか。今、私は、岩泉町がリサイクル率が高いので、それをもうちょっと詳しく知っていれば、いい意味で紹介してほしいという質問だったのですが。今、課長はDORAとかと、こう言ったから。岩泉町のリサイクル率が高い、どういうふうにしているのかというのをもうちょっと教えてくださいということ。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 岩泉町で紹介したのは、他の市町村と違うやり方で、拠点を決めてそこに集めて、それを組合に持ってくるというやり方、これは公が主体になってやっている部分です。話に出たDORAとか、ジョイスというのは、それは各事業所の業務の一環としてやっているものですので、それとはまた違うものでございます。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

落合議員。

○9番（落合久三君） 減量化、リサイクルにしても、広域行政組合は、あくまでも構成市町村のごみ収集は法律で明確に各市町村の固有の仕事と。その業務の一部を一部事務組合をつくってやっているの、例えば、広域行政組合の松下事務局長が、岩泉町の環境生活の人に電話を入れて、こうじゃなく、こうしたらとか、そういうのはできないわけですが、先ほど山本管理者が言ったように、連携会議などもあるみたいなので、私は、ごみの減量の目標、リサイクル率を上げる目標、そういうものについては、行政組合としても指針を持つべきでないかなと思うんです。実際に具体化して取り組むのは各市町村ですけれども、最後に、そういう意味合いでは、管理者、山本市長はどうでしょうか。行政組合として、やっぱり必要な指針をちゃんと持って、そこに向かってみんなで努力していこう、協力していこう、連携していこうというふうにすべきだと思うのですが。

○議長（藤原光昭君） 山本管理者。

○管理者宮古市長（山本正徳君） 先ほど、田中課長からもお話があったと思いますが、宮古の場合は、生協さんとか、ジョイスさんとかが自分のところで回収している部分があるんです。そういうもののデータはここには載ってこないの、若干これが全てみたいにはなりませんけれども、全体としてごみの減量化に向かっていく必要はあるだろうし、また、資源化に向かって、全てが全てごみだと、排出するものが全てごみだというのではなくて、それを資源化できるものは資源化する、あるいはごみを出さないようにする、4Rの実行、ここだけじゃなくて、4R全体をみんなで考えていかなきゃならないという指針は、これは行政組合としては各市町村には出してあるわけでありますので、またそれに従って、各市町村がしっかり取り組んでいくというのが必要なのではないかなと思います。ですので、行政だけでは全くこれだけでは解決しないので、やはり企業、そして各家庭も一緒になってごみを減量することが、自分たちがこれからSDGsの方向に向かっていくんだというものを、また一緒にこれを、同じ目標ということで連携した形を、広域行政組合の構成市町村で持ってやっていくような形をまた取ってまいりたいと思います。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

○9番（落合久三君） 終わります。

○議長（藤原光昭君） 中村議員。

○12番（中村勝明君） 決算書を見ていて、私も質問してみたいと思います。

去年の決算書と比べて、小さな項目で質問していいかどうか、今朝、悩んだのですが、でも、去年の決算書と今年の決算書の違いを私なりに見つけたので、それを聞いてみたいと思います。

○議長（藤原光昭君） 何ページですか。

○12番（中村勝明君） ページ数が14ページ、一般管理費の3節職員手当、そして、あとは30ページだったと思うのですが、消防署消防職員の職員手当で、去年はあって今年はなかった点がありました。去年の質疑で報告なり、答弁があったのは管理職員特別勤務手当、消防署の30ページのほうは去年の決算書で21万8,500円計上になっていました。そして、14ページの一般管理費の職員手当に同じ管理職員特別勤務手当6万3,000円が計上になって、今年はなかったわけですが、その理由をまずお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（藤原光昭君） 松橋総務課長。

○総務課長（松橋かおる君） お答えいたします。

管理職の特別手当なのですが、令和元年度の分は、東日本台風災害による特別手当ということで、休日に管理職級が勤務した場合に出る手当となっております。なので、令和2年度は、そういう災害等緊急に出勤するような事例がありませんでしたので、令和2年度には支出がございません。

○議長（藤原光昭君） 中村議員。

○12番（中村勝明君） 今の説明で分かりました。

そういたしますと、災害等があった場合、特別勤務手当を出すというふうな条例等が策定になっているわけですか。

○議長（藤原光昭君） 松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 条例で定められております。

○議長（藤原光昭君） 中村議員。

○12番（中村勝明君） そこで、私は、業務概要を勉強させていただいたわけですが、その中で、決算金額が大きな項目だけを書き出してきたのですが、業務概要の13ページ、清掃センターが、14ページ、それぞれ運転管理体制で管理職員二人、この管理職員二人というのは正職員でしょうか、市の職員でしょうか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 管理職員は正職員になります。委託職員が運転管理を委託している業者の職員数になります。

○議長（藤原光昭君） 中村議員。

○12番（中村勝明君） あと、今朝、緊急に勉強したものですから、私、不勉強なわけですが、そこで、業務概要の8ページに、消防本部とは別に事務局があって、事務局の下に総務課6人、施設課11人と職員体制が組織図として示されております。この施設課の11人は、今の清掃センター、そして、リサイクル施設、最終処分場、し尿処理、この管

理職員は広域行政組合の施設課の11人が、これは市の職員ではなく……市の職員ですか。それを説明してください。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 組合の職員になります。

○12番（中村勝明君） 組合の職員。

○施設課長（田中 晋君） はい。

○議長（藤原光昭君） 中村議員。

○12番（中村勝明君） 私は、間違って記載しているはずは絶対ないと思うので、確認したい点は、8ページにあります施設課の11人が組合の職員なんです。そうすると、それぞれの清掃センターの管理職員は、組合の職員でしょうか、市の職員でしょうか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 組合の職員となります。

○議長（藤原光昭君） 中村議員。

○12番（中村勝明君） なるほど、分かりました。

それで、私は、それぞれの職場、これは管理職員も組合の職員もやっぱり同じ労働、協力をしてやっているわけですから、まさか格差がついているような状態ではないでしょうか。確認したいと思います。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 各廃棄物処理施設の管理運営につきましては、施設の運転、これを委託しております。施設に係る発注業務あるいは修繕等の業務は、各施設に配属されている職員、こちらが行っているものでございます。

○議長（藤原光昭君） 中村議員。

○12番（中村勝明君） 今度の決算は、実は私は監査委員をしております、毎月の伝票等は全部見ている。疑問を感じても我慢したり、我慢という言い方は悪いですが、それぞれの施設の職員と組合の職員、大体組合の職員は市の職員と同じ待遇であるべきだと思いますが、そこはどうなっているのでしょうか、実態は。

○議長（藤原光昭君） 松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 業務概要のところ、それぞれ載っている人数につきましては、これは全部構成市町村から派遣されている職員もおります。または行政組合で採用された職員もおります。それらの扱いとすれば、全員が現在は宮古地区広域行政組合の職員ということになります。

○議長（藤原光昭君） 中村議員。

○12番（中村勝明君） それは私も分かっております。給与体系は、市の職員に準じた給与体系ではないでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 宮古地区広域行政組合発足のときに、宮古市の給与体系を基本として組み上げておりますので、当組合については、宮古市の給与体系を基本としているということでございます。

○議長（藤原光昭君） 中村議員。

○12番（中村勝明君） 分かりました。

○議長（藤原光昭君） ありますか。

答弁漏れか。

中村消防次長。

○消防次長兼総務課長（中村光宏君） 先ほどの管理職員の特殊勤務手当についてなんですけれども、消防分についてお答えしておりませんでした。

消防につきましても、災害が発生しておりませんので計上されていないということでございます。

以上でございます。

○議長（藤原光昭君） 中村議員。

○12番（中村勝明君） ほんの少し角度を変えて、今度は質問してみたいわけですが、それぞれの清掃センター、そして、リサイクル施設、最終処分場は、要するに管理職員以外のそれぞれの施設に対する人件費を含めた積算、これは課長のほうから、先ほど、当初から市職員に準じた給与体系にすべきというのがあって、少なくとも管理職員についてはそういう考え方に沿って積算をしているというふうに、私は解釈しました。

そこで、委託職員については、どういう考え方で積算しているのでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 各廃棄物処理施設の維持管理、運転管理の業務につきましては廃棄物処理施設維持管理業務積算要領、これに従って積算しているものでございます。

○議長（藤原光昭君） 中村議員。

○12番（中村勝明君） 今の答弁は、私、不勉強なもので解釈できないのですが、基本的なバックボーンとなる考え方は、市職員に準じているというふうに解釈できませんか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 行政組合の職員が行っている仕事が、行政組合の職員については、宮古市に準じた格好で人件費のほうは支払っております。運転管理はあくまでも業者のほうへの委託ですので、これは国のほうで定めている積算要領、これに従って積算をして、入札により業者を決めているところでございます。

○12番（中村勝明君） 分かりました。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。

○12番（中村勝明君） はい。

○議長（藤原光昭君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

令和 2 年度宮古地区広域行政組合
一般会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 分担金及び負担金		2,897,967,000 ^円
	1 負担金	2,897,967,000
2 使用料及び手数料		51,071,000
	1 使用料	215,000
	2 手数料	50,856,000
3 国庫支出金		38,473,000
	1 国庫補助金	38,473,000
4 県支出金		9,602,000
	1 県負担金	9,602,000
5 財産収入		1,574,000
	1 財産運用収入	360,000
	2 財産売払収入	1,214,000
6 繰越金		73,481,000
	1 繰越金	73,481,000
7 諸収入		33,189,000
	1 組合預金利子	5,000
	2 雑入	33,184,000
歳 入 合 計		3,105,357,000

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
円 2,897,967,000	円 2,897,967,000	円	円	円
2,897,967,000	2,897,967,000			
52,035,625	52,033,475		2,150	962,475
215,900	215,900			900
51,819,725	51,817,575		2,150	961,575
38,473,750	38,473,750			750
38,473,750	38,473,750			750
7,376,157	7,376,157			△2,225,843
7,376,157	7,376,157			△2,225,843
5,974,400	5,974,400			4,400,400
360,000	360,000			
5,614,400	5,614,400			4,400,400
73,480,851	73,480,851			△149
73,480,851	73,480,851			△149
42,103,733	42,103,733			8,914,733
2,903	2,903			△2,097
42,100,830	42,100,830			8,916,830
3,117,411,516	3,117,409,366		2,150	12,052,366

歳 出

款	項
1 議会費	
	1 議会費
2 総務費	
	1 総務管理費
	2 監査委員費
3 衛生費	
	1 保健衛生費
	2 清掃費
4 消防費	
	1 消防費
5 災害復旧費	
	1 厚生労働施設災害復旧費
	2 その他公共・公用施設災害復旧費
6 公債費	
	1 公債費
7 予備費	
	1 予備費
歳出合計	

歳入歳出差引残額

87,063,554円

予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
円 1,085,000	円 985,960	円	円 99,040	円 99,040
1,085,000	985,960		99,040	99,040
81,525,000	79,359,619		2,165,381	2,165,381
81,187,000	79,069,777		2,117,223	2,117,223
338,000	289,842		48,158	48,158
1,001,310,000	983,047,015		18,262,985	18,262,985
10,000	9,933		67	67
1,001,300,000	983,037,082		18,262,918	18,262,918
1,984,778,000	1,940,462,836		44,315,164	44,315,164
1,984,778,000	1,940,462,836		44,315,164	44,315,164
2,000			2,000	2,000
1,000			1,000	1,000
1,000			1,000	1,000
26,657,000	26,490,382		166,618	166,618
26,657,000	26,490,382		166,618	166,618
10,000,000			10,000,000	10,000,000
10,000,000			10,000,000	10,000,000
3,105,357,000	3,030,345,812		75,011,188	75,011,188

令和 3年10月28日 提出

宮古地区広域行政組合管理者 宮古市長 山本 正徳

◎議案第 1 号 令和 3 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（藤原光昭君） 日程第 4、議案第 1 号 令和 3 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたしますので、議案集の 1－1 ページをお開き願います。

議案第 1 号 令和 3 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 230 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 6,134 万 2,000 円とするものでございます。

令和 3 年 10 月 28 日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

今回の補正は、事業費の確定による補正のほか、収入見込みに伴う財源補正が主な内容となっております。

初めに、歳出からご説明いたしますので、議案集の 1－6、1－7 ページをお開き願います。

3 款衛生費、2 項清掃費、2 目ごみ焼却施設費は、各種保守点検委託料及び汚染負荷量賦課金の確定に伴い 57 万 9,000 円を減額するものです。

4 款消防費、1 項消防費、2 目消防施設費は、備品購入の確定により 172 万 2,000 円減額し、併せて緊急消防援助隊設備整備費補助金の決定により財源補正を行うものです。歳出合計 230 万 1,000 円の減額でございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、1－4、1－5 ページをお開き願います。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、2 目消防費国庫補助金は、緊急消防援助隊設備整備費補助金の決定に伴い 71 万 3,000 円の増額補正です。

5 款財産収入、2 目財産売払収入、1 目物品売払収入は、不要となった消防車両及び最終処分場車両の売払収入 294 万 2,000 円を計上するものです。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は、前年度繰越金 8,706 万 3,000 円を計上するものです。

7 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入は、資源物売却代金の収入見込み 400 万の増額補正です。

これら収入見込み 9,471 万 8,000 円を増額し、歳出減額見合い分 230 万 1,000 円を減額計上することにより、1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目組合負担金を 9,701 万 9,000 円減額補正するものでございます。1 節総務を 1,259 万 5,000 円、2 節衛生を 3,733 万 9,000 円、3 節消防を 4,708 万 5,000 円それぞれ減額するものでございます。

以上が令和 3 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（藤原光昭君） これより議案第 1 号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出一括としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、質疑は歳入歳出一括といたします。

質疑のある方は、議案書のページ数を言ってから、質問に入るようお願いいたします。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 質疑はないようでございますので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 1 号

令和 3 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2, 3 0 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 0 6 1, 3 4 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 0 月 2 8 日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		2,969,613	△97,019	2,872,594
	1 負担金	2,969,613	△97,019	2,872,594
3 国庫支出金		15,265	713	15,978
	1 国庫補助金	15,265	713	15,978
5 財産収入		361	2,942	3,303
	2 財産売却収入	1	2,942	2,943
6 繰越金		1	87,063	87,064
	1 繰越金	1	87,063	87,064
7 諸収入		25,886	4,000	29,886
	2 雑入	25,881	4,000	29,881
補正されなかった款項にかかる額		52,517		52,517
** 歳 入 合 計 **		3,063,643	△2,301	3,061,342

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 衛生費		1,000,593	△579	1,000,014
	2 清掃費	1,000,583	△579	1,000,004
4 消防費		1,935,229	△1,722	1,933,507
	1 消防費	1,935,229	△1,722	1,933,507
補正されなかった款項にかかる額		127,821		127,821
** 歳 出 合 計 **		3,063,643	△2,301	3,061,342

◎発議案第1号 宮古地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（藤原光昭君） 日程第5、発議案第1号 宮古地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

落合議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（落合久三君） ただいま議題となりました発議案第1号 宮古地区広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則について提案、説明申し上げます。

発議案第1号につきましては、標準会議規則の改定に伴い、会議及び委員会の欠席届出及び請願に関する条文を改正するほか、議案の提出に関する条文の追加及び文言の整理をしようとするものであります。これまで第2条、第38条の会議及び委員会の欠席理由について、事故のためと記されていたものを、具体例を挙げて明らかにするとともに、出産に伴う欠席届の提出可能な期間を、出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内と明記するものであります。

次に、第8条の議案の提出について、地方自治法第109条第6項において、委員会が議案を提出できると定められており、それに合わせ条文を追加するものであります。

次に、第45条の請願について、これまで請願者に対し提出時に求めている請願書への署名押印を署名または記名押印に改正しようとするものです。

また、本規則の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、発議案の朗読は省略いたします。議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） お諮りします。

発議案第1号は、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。

発議案第1号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（藤原光昭君） 日程第6、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については派遣することに決定をいたしました。

◎閉 会

○議長（藤原光昭君） 以上で本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和３年10月宮古地区広域行政組合議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

午後 ４時１０分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員